

令和5年度札幌市保健所運営協議会 議事資料

第4次札幌市食育推進計画の策定について	… P1～P4
第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画(仮称)の策定について	… P5～P7
第2次札幌市がん対策推進プラン(仮称)の策定について	… P8～P10
札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」について	… P11～P14
札幌市感染症予防計画の策定について	… P15～P17
動物愛護管理センター竣工のご報告と今後の事業展開について	… P18～P29
新型コロナウイルス感染症対策について	… P30～P33
さっぽろ医療計画2024の策定について	… P34～P35
さっぽろ医療計画2024諮問書・計画素案	… 別紙

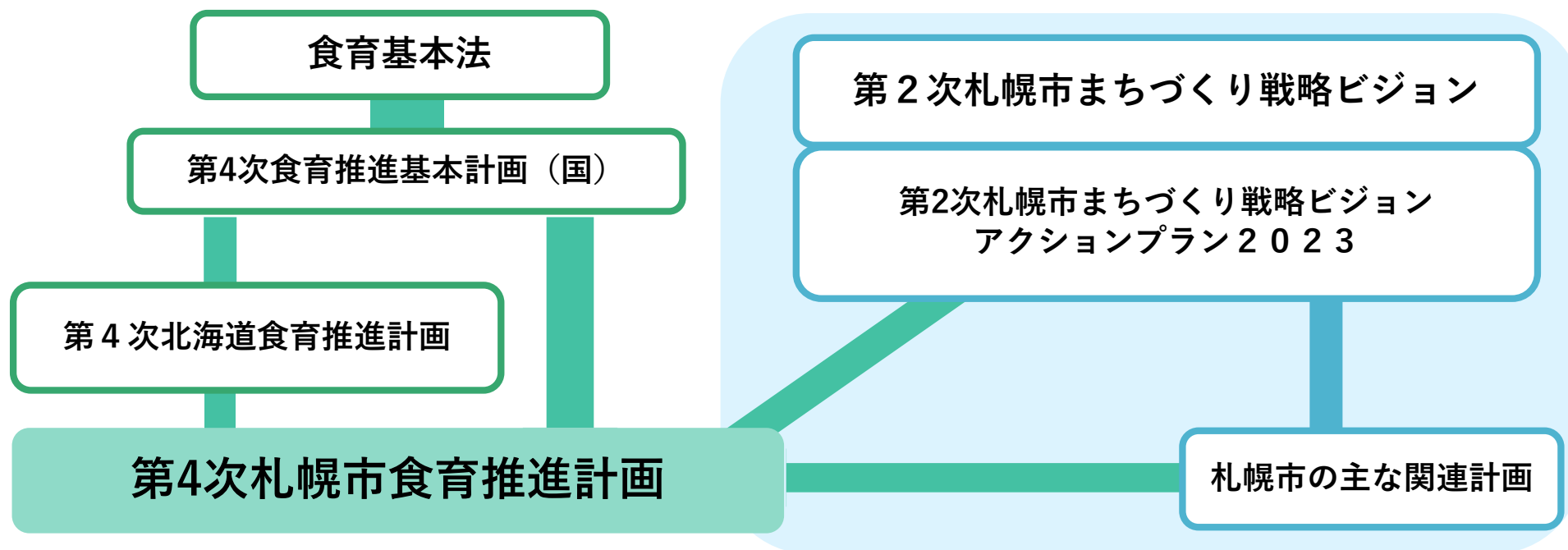
※別紙の添付は省略

第4次札幌市食育推進計画の策定について

計画の策定趣旨と位置づけ

健康寿命の延伸や継続可能な食生活の推進を目指し、多様な関係機関等と連携した食育を推進するため、第4次札幌市食育推進計画を策定する。

計画の位置づけ



札幌市民の現状と課題（現行計画の評価）

- **食育に関心のある人**は7割を超え、第3次計画策定時から改善していました。
引き続き、若い世代や子育て世代でもある働く世代（20～50歳代）を対象とした食育活動を行っていく必要があります。
- **朝食の欠食**については、他の世代に比べて若い世代や働く世代が高い傾向にあります。
また、**野菜摂取量**についても同様に、若い世代や働く世代が不足しています。
健康的な食生活への関心を高めることが必要なことから、関係機関や地域、企業及び食育ボランティア等と連携を図り取組を進めていく必要があります。
- **65歳以降で低栄養傾向の割合**が高くなる傾向にあります。
栄養バランスのとれた食事や少量でも上手に栄養をとる方法等を周知し、低栄養予防やフレイル予防を推進していくことが重要です。

第4次札幌市食育推進計画の策定について

基本理念と基本目標、計画期間

基本理念 食を通して豊かな人間性を育みます

基本目標 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

①ライフステージに応じた健康寿命の延伸につながる食育

基本目標 2 食の循環や環境・安全を意識した食生活の推進と食文化の継承

②「農」とのふれあいを通じた食育の推進 ③環境に配慮した食生活の推進

④食の安全・安心の確保の推進

⑤食文化継承のための活動への支援

基本目標 3 食育推進体制の整備

⑥食育推進体制の整備

計画期間 令和5年度（令和6年1月）から令和9年度

策定スケジュール(予定)

諮問

令和3年度第2回札幌市食育推進会議

札幌市食育推進会議 (計3回)

答申書手交

令和4年度第1回札幌市食育推進会議
令和5年度第1回札幌市食育推進会議
令和5年度第2回札幌市食育推進会議

計画案策定・関係課調整会議等

パブリックコメント実施、公表

令和5年12月 公表予定

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（仮称）の策定について

背景

- 令和4年6月、市議会において、歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市歯科口腔保健推進条例が成立。条例において、歯科口腔保健の推進に関する計画の策定が義務付けられている。
- 現行の札幌市生涯歯科口腔保健推進計画が令和5年度で終了することから、条例で市の責務とされた施策を盛り込んだ第2次計画を策定することが必要。

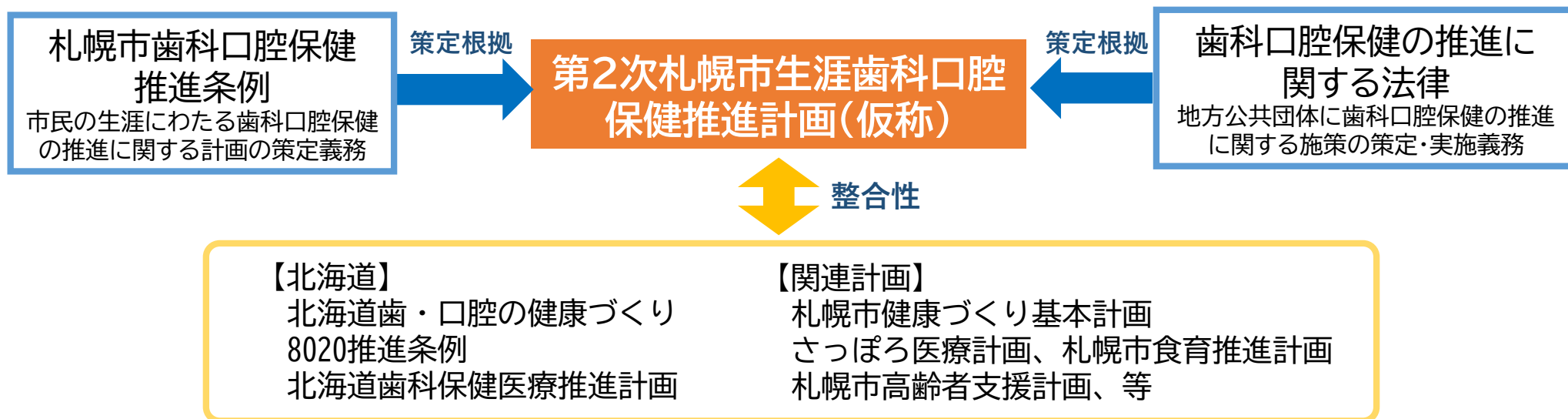
札幌市歯科口腔保健推進条例のポイント

- 近年、歯と口腔の健康が全身疾患や要介護状態と密接に関わっていることが明らかになってきたことを踏まえて、市民の生涯にわたる歯科健診の充実や高齢者のオーラルフレイル対策の充実を図り、市民の健康寿命の延伸を目指す。
- 家庭環境等の社会環境要因による歯科疾患の健康格差が生じていることから、公衆衛生的見地から効果的な対策であるフッ化物応用の推進により、健康格差の縮小を図る。
- 通院が難しい等により歯科治療を受けることが困難な障がい者(児)や要介護高齢者に対する定期的な歯科健診や歯科保健指導の充実を図る。

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（仮称）の策定について

位置づけ

- 「札幌市歯科口腔保健推進条例」及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく計画
- 北海道及び庁内関係部局の関連計画との整合性を図る
- 条例に基づく付属機関「札幌市歯科口腔保健推進会議」にて調査審議を行う



計画期間

令和6～11年度までの6年間

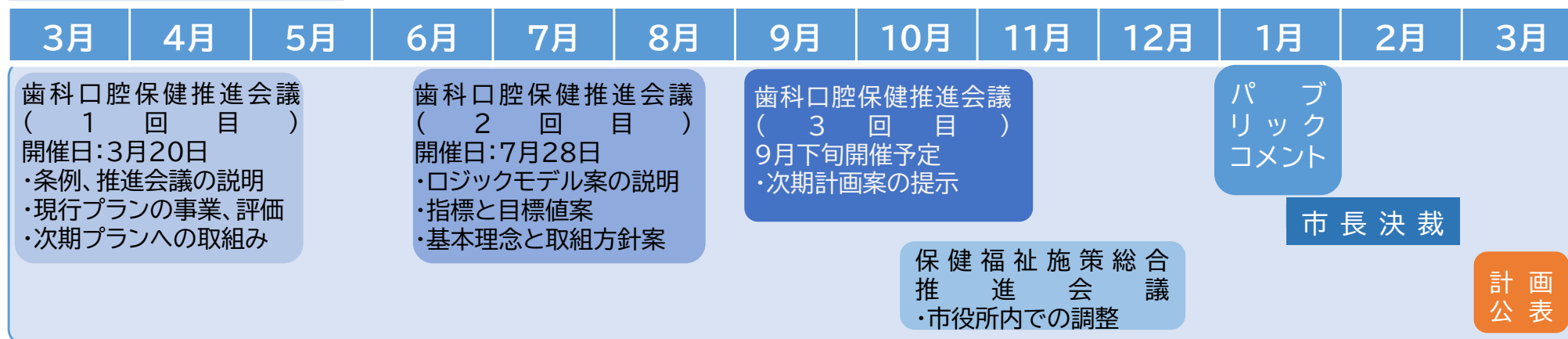
（第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画は、令和6～11年度までの6年間を前期計画として策定し、令和11年度に計画の進捗状況等を評価の上、令和12～17年度までを計画期間とする後期計画を策定予定）

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（仮称）の策定について

主な取組方針案

- 歯周疾患検診や後期高齢者歯科健診等の市民の生涯にわたる歯科健診の充実
- 歯科疾患の健康格差の縮小に向けたフッ化物洗口の推進
- 医療的ケア児を含む障がい者(児)に対する歯科保健医療対策の推進
- 地域包括ケアシステムの一環としての要介護高齢者に対する在宅歯科医療、医科歯科連携・歯科介護連携の推進
- 高齢者の通いの場等への歯科専門職の派遣によるオーラルフレイル対策の充実
- 8020運動等、歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発の充実
- 大学との連携による歯と口腔の健康づくりの調査研究の推進

策定スケジュール



第2次札幌市がん対策推進プラン（仮称）の策定について

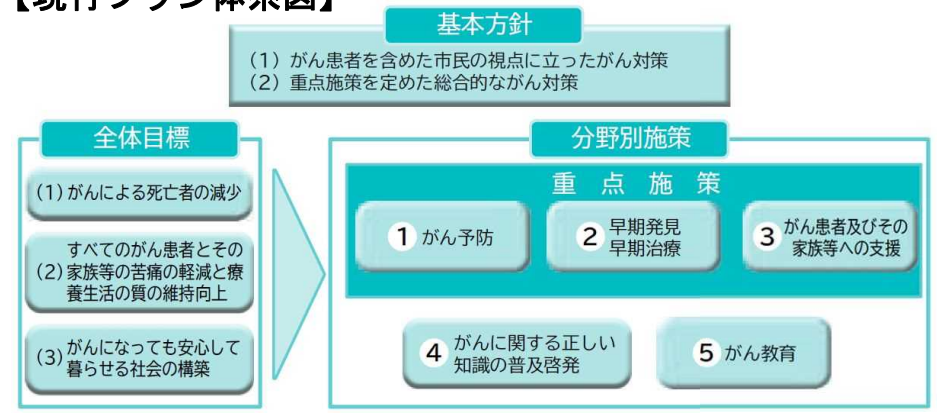
保健福祉局保健所健康企画課
がん・たばこ対策担当係

計画の概要 策定の趣旨と位置付け

- 本プランは、札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画である「健康さっぽろ21（第二次）」の、がん対策における実施計画として位置づけられます。
策定にあたっては、札幌市関連計画や、国の「第4期がん対策推進基本計画」、北海道の「第4期北海道がん対策推進計画」等との整合性を図ります。
- 計画期間は令和6年度～令和12年度の7年間とします。

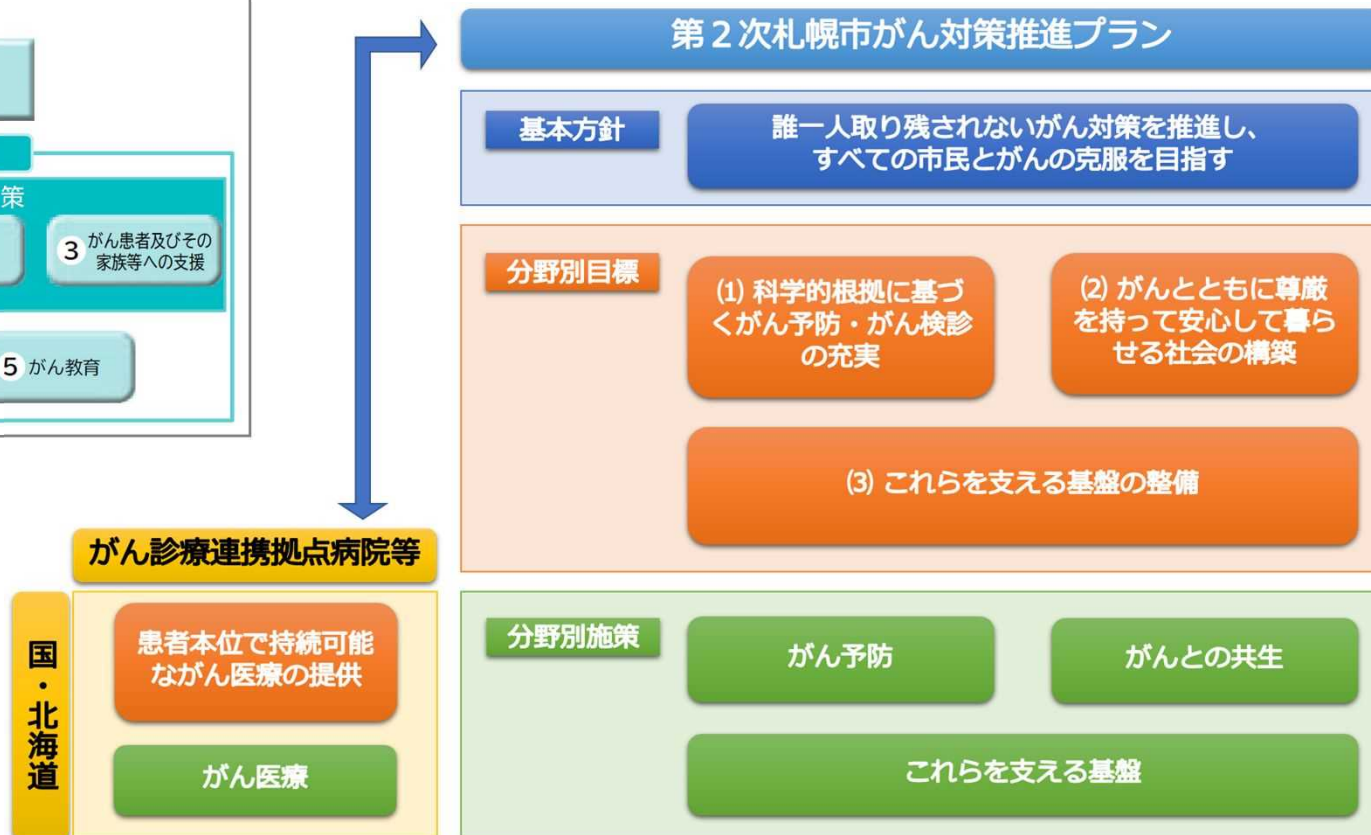
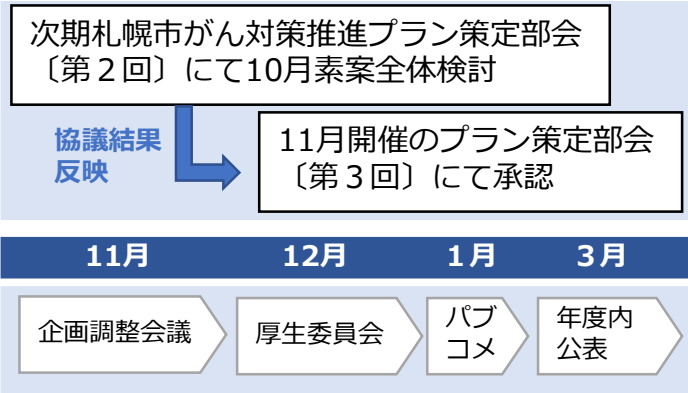
体系図 基本方針と分野別目標・施策

【現行プラン体系図】



【次期プラン体系図】

策定スケジュール



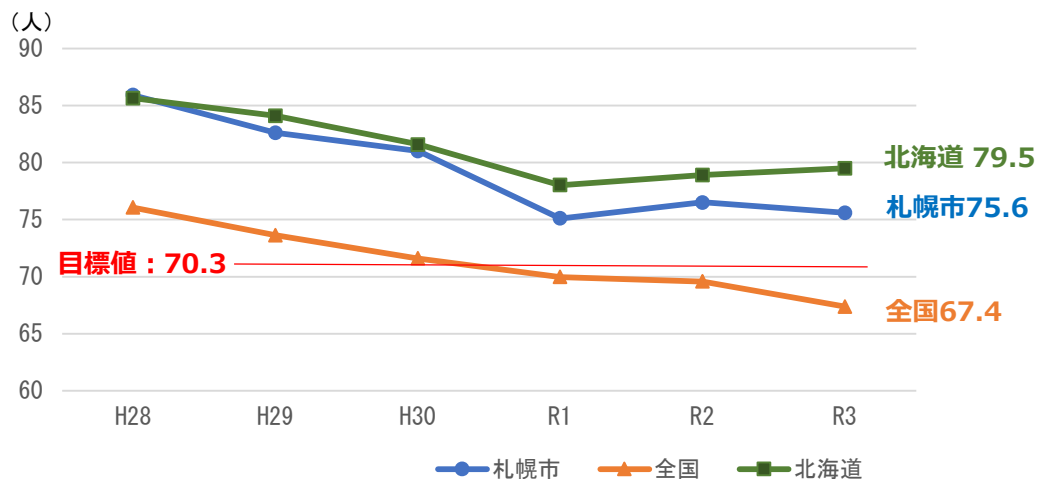
現行プラン構成と次期プラン構成（案）の比較

現行プラン	次期プラン（案）
<p>計画の体系</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) がん患者を含めた市民の視点に立ったがん対策 (2) 重点施策を定めた総合的ながん対策 2 全体目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) がんによる死亡者の減少 (2) すべてのがん患者とその家族等の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上 (3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築 3 分野別施策 	<p>基本方針と分野別目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針 2 分野別目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 (2) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 (3) これらを支える基盤の整備
<p>分野別施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がん予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染に起因するがんへの対策 (2) たばこ対策 (3) 生活習慣の改善 2 早期発見・早期治療 <ol style="list-style-type: none"> (1) 早期発見の推進 (2) 効果的ながん検診の実施 3 がん患者及びその家族等への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の充実 (2) 働く世代のがん患者への支援 (3) 多様なニーズに対応したがん医療体制等の推進 4 がんに関する正しい知識の普及啓発 5 がん教育 	<p>分野別施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) がんの1次予防 <ol style="list-style-type: none"> ①生活習慣について ②感染症対策について (2) がんの2次予防 <ol style="list-style-type: none"> ①受診率向上対策について ②がん検診の精度管理等について ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について 2 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談支援及び情報提供 <ol style="list-style-type: none"> ①相談支援について ②情報提供について (2) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援) <ol style="list-style-type: none"> ①就労支援について ②アピアランスケアについて ③がん診断後の自殺対策について (3) ライフステージに応じた療養環境への支援 <ol style="list-style-type: none"> ①小児・AYA世代について ②高齢者について 3 これらを支える基盤の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発 <ol style="list-style-type: none"> ①教育機関によるがん教育 ②がんに関する知識の普及啓発 (2) 患者・市民参画の推進 (3) デジタル化の推進

- ・ 国計画と現行プランを基に次期プランを構成。
- ・ 現行計画の評価も踏まえ、実施事業内容の拡充や見直しを図るとともに、新たな取り組みを推進。

健康さっぽろ21（第二次）における指標の達成状況

75歳未満のがん年齢調整死亡率推移（人口10万対）

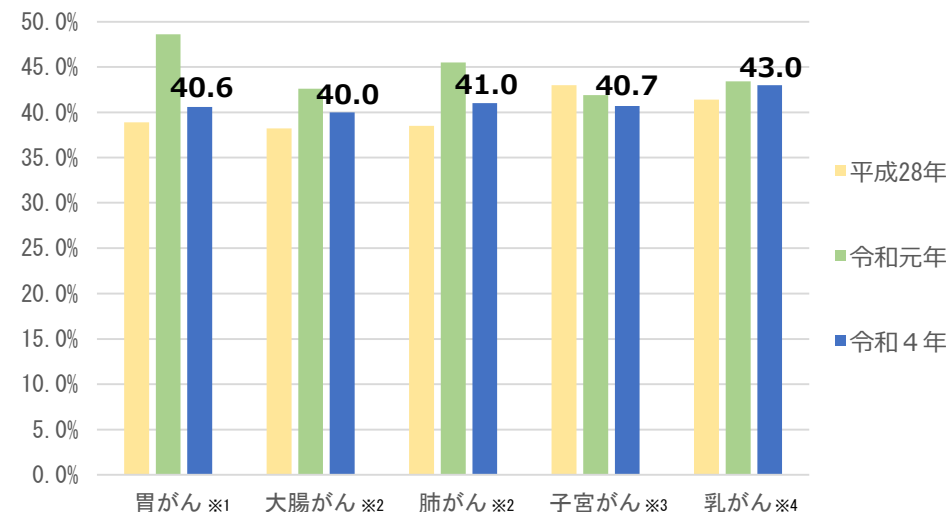


※年齢調整死亡率

年齢構成の異なる地域間でもがんの死亡状況が比較できるように、年齢構成を調整し、地域比較や年次比較を可能にした死亡率。

札幌市民のがん検診受診率

出典：国民生活基礎調査（厚労省）



- ※1 平成28年度は40～69歳の男女、直近過去1年間における受診率。令和元年度以降は50～69歳の男女、直近過去2年間における受診率。
- ※2 40～69歳の男女、直近過去1年間における受診率。
- ※3 20～69歳の女性、直近過去1年間における受診率。
- ※4 40～69歳の女性、直近過去1年間における受診率。

新たな主な取り組み

○ アピアランスケアについて

- ・ 市民意識調査の結果や他政令市の状況から、アピアランスケアに対する支援は重要。
- ・ 政令指定都市においては、令和5年7月時点で20市中13市がアピアランスケア支援事業として、がん患者の医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用を助成する制度を実施していることから、実現に向けて検討を進める。

○ がん検診の受診体制整備について

- ・ 現在、集団検診の予約は町内会回覧板方式で、個人情報保護や町内会加入率の低下などが課題となっている。市民のアクセシビリティ向上を図り、市民にとってよりがん検診が受診しやすくなるよう、電話やWEBでの検診予約の実現について調整や準備を進め、がん検診受診体制を整備していく。

医療用ウィッグのみ助成（4市）	医療用ウィッグ及び乳房補正具助成（9市）	未実施（7市）
仙台市 千葉市 相模原市 岡山市	新潟市 横浜市 静岡市 浜松市 名古屋市 大阪市 神戸市 北九州市 福岡市	札幌市 さいたま市 川崎市 京都市 堺市 広島市 熊本市

○ デジタル化の推進について

- ・ 今後、オンラインでの検診予約等の市民サービスが提供できるよう、調査研究を進める。
- ・ がん対策には多面的な周知啓発が重要であることから、既存の啓発に加え、WEB広告による市がん検診の啓発を継続的に実施する。

札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」について

札幌市保健所

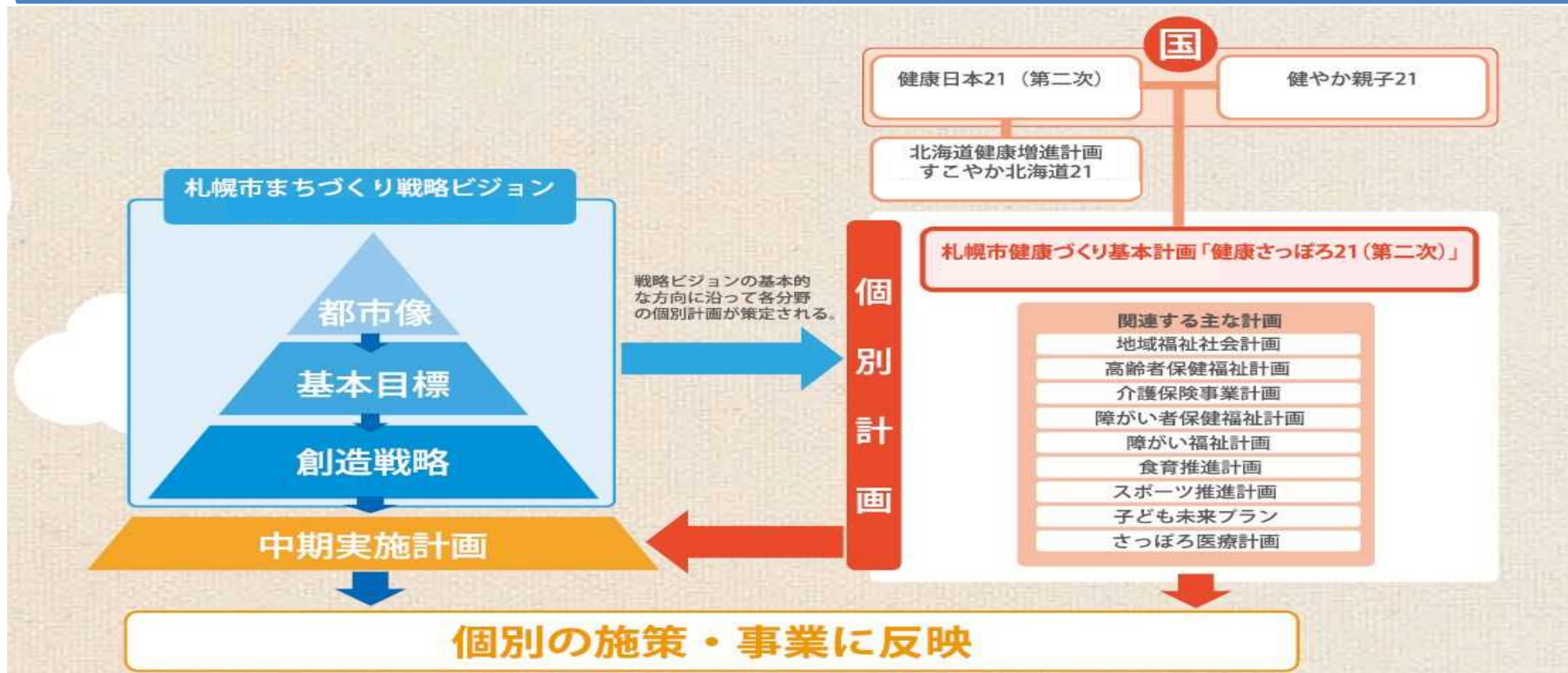
成人保健・歯科保健担当

健康さっぽろ21（第2次）最終評価及び次期計画の策定

健康さっぽろ21（第二次）の位置づけ

健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、国が策定した「健康日本21（第二次）」の札幌市計画であるとともに、国が策定した「健やか親子21」の札幌市計画を含むものとしています。

また、札幌市のまちづくりの方向性を示した基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方針に沿って推進される個別計画に位置づけられています。



計画の期間

2014年度（平成26年度）～2024年度（令和6年度）

※2018年度（平成30年度）に中間評価を実施

※国の健康日本21（第二次）の期間1年延長を受け、当初の計画期間を1年延長

健康さっぽろ21（第二次）の体系

基本理念

市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる社会の実現

全体目標

健康寿命の延伸

健康格差の縮小

すこやかに産み育てる

基本方針
に基づく取組

生活習慣病の発症予防と
重症化予防の徹底

基本要素ごとの取組

栄養・食生活

身体活動・運動

休養

飲酒

喫煙

歯・口腔の健康

健康行動

親子の健康

社会生活を営むために必要な
機能の維持及び向上

- こころの健康
- 格差をかかえる人の健康
- 次世代の健康
- 高齢者の健康

基盤

健康を支え、守るための社会環境の整備

- 健康づくりを支える環境
- 健康な生活を守る環境

健康さっぽろ21（第二次） 基本要素ごとの取組方針

計画の全体目標を達成するために必要な取り組み内容については、「基本要素」として8つの要素に分類し、基本要素ごとの現状と課題から、基本方針を具体化した「取組方針」を定め、取組を進めています。以下は、中間評価後の計画後半における基本要素ごとの取組方針です。

基本要素	取組方針
栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none">●適切な量と質の食事をとる人を増やします。●適正体重を維持している人を増やします。
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none">●一人ひとりの状態に合わせた適切な運動に取り組む人を増やします。●日常生活における歩行時間を増やします。●高齢者の日常生活における歩行時間を増やします。
休養	<ul style="list-style-type: none">●睡眠による休養を十分に取れていない人を減らします。●ストレスを感じている人を減らします。
飲酒	<ul style="list-style-type: none">●生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人を減らします。
喫煙	<ul style="list-style-type: none">●受動喫煙の機会を有する人を減らします。●妊婦や子供の受動喫煙をなくします。
歯・口腔の健康	<ul style="list-style-type: none">●かかりつけ歯科医を持つ人を増やします。●むし歯のない子どもを増やします。
健康行動	<ul style="list-style-type: none">●がん検診を受ける人を増やします。●定期予防接種を受ける子どもを増やします。●インフルエンザ予防接種を受ける高齢者を増やします。
親子の健康	<ul style="list-style-type: none">●安心して育児ができる母親を増やします。●児童虐待を予防します。●未受診妊婦を減らします。

計画の推進

健康増進法第8条第2項に規定する健康増進計画その他本市の健康づくりに関する施策についての審議を行う協議体（付属機関）を設置

札幌市健康づくり推進協議会

札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」の策定・推進・評価等を行う。

【委員】25名

※学識経験者、保健医療関係機関・保険関係機関・職域保健関係機関・市民関係団体等からの代表者、市民の代表者等

今後の予定

現在、第二次計画の分析評価を進めており、今後最終評価を行います。その結果も踏まえ、2024年度（令和6年度）末に次期計画を策定します。最終評価及び次期計画の策定にあたっては、札幌市健康づくり推進協議会等において審議をいただく予定です。

2023年度（R5年度）

健康さっぽろ21（第二次）計画
最終評価
健康づくり推進協議会等での議論

第二
次計
画最
終評
価報
告書

2024年度（R6年度）

次期健康さっぽろ21 計画案の策定
健康づくり推進協議会等での議論

パ
ブ
リ
ッ
ク
コ
メ
ン
ト

2025年
(R7年)
3月

次期計画
策定

背景

- 新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、**R4.12月に感染症法※が改正**された。
※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- これまで都道府県のみが策定していた「**感染症予防計画（以下、予防計画）**」について、保健所設置市である**札幌市においても策定が義務付け**られた。

目的

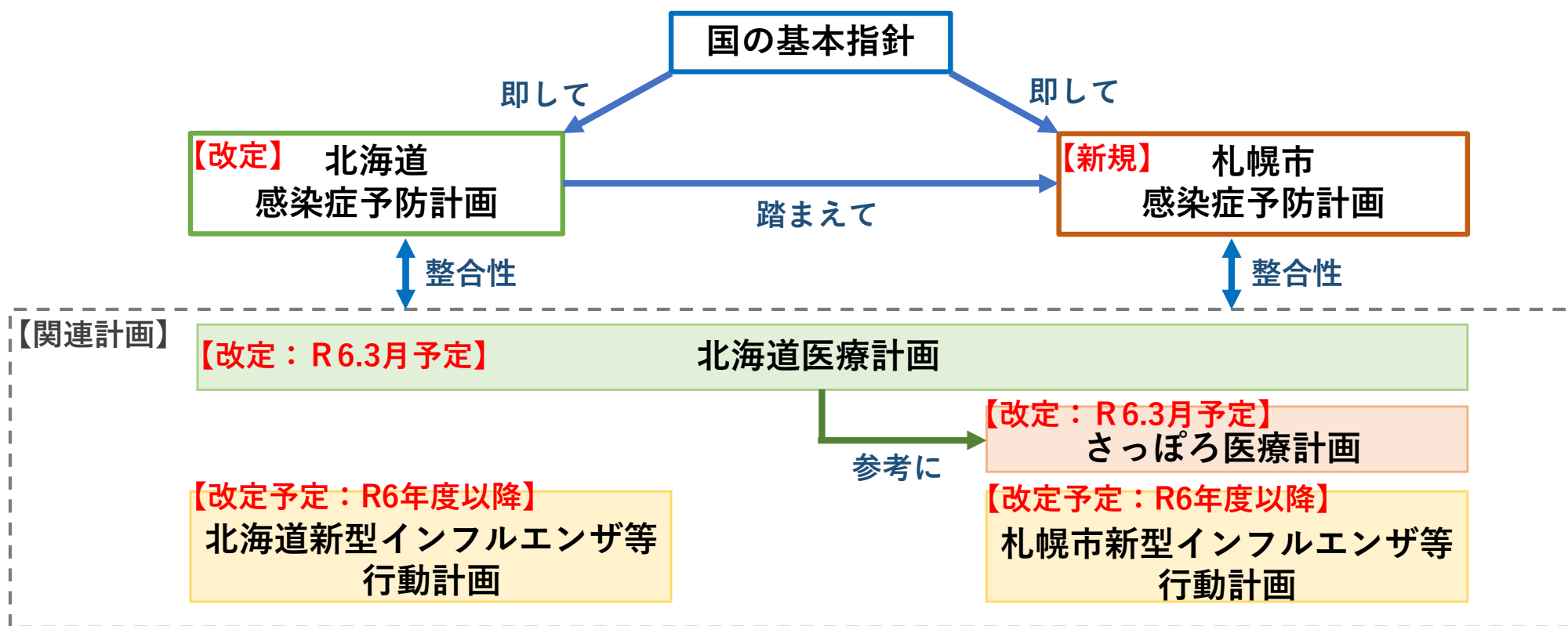
- 今後の感染症危機への備えとして、予防計画では、**1類～5類の感染症に加え、新たな感染症流行（パンデミック）への備えを強化することが目的**

<ポイント>

- ・ **記載事項の充実** ⇒ 医療提供体制の確保（都道府県計画）、検査・移送体制の確保 等
- ・ 有事に向けた体制確保について**新たに数値目標を設定**
⇒ 医療提供体制（都道府県計画）、検査体制、平時の訓練 等
- ・ 体制確保を実現させるための**医療機関や民間企業等との協定締結**
⇒ 医療提供体制（都道府県計画）、検査体制 等

位置づけ

- **国の基本指針※に即し、北海道の計画を踏まえ、札幌市は予防計画を策定**
※ 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（R5.5月）
- **他の関連計画との整合性を確保**
- 札幌市の計画は、**北海道が設置する「北海道感染症対策連携協議会」にて協議**
(以下、道連携協議会)



概要

目的：今後の感染症危機への備え

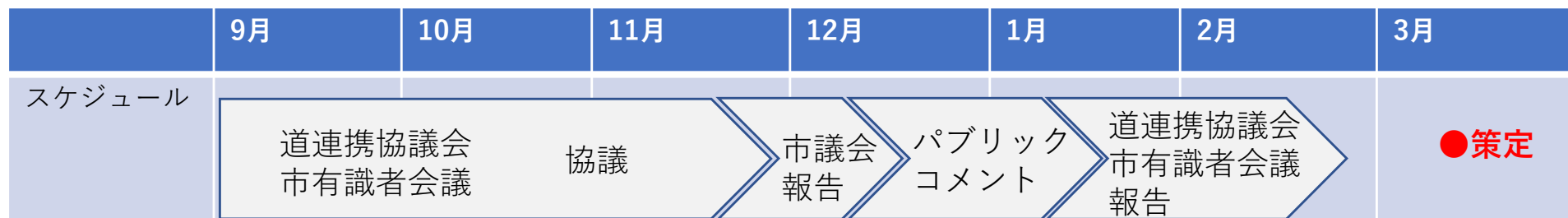
対象：感染症全般（1類～5類、**新感染症、指定感染症等**）

↳ 特に、新たなパンデミックへの備えを強化するもの

- 主な記載事項：
- ① 感染症予防の推進及びまん延防止
 - ② 病原体等の情報の収集、調査研究、検査の実施体制及び検査能力の向上
 - ③ 医療提供体制、移送体制、宿泊施設確保、感染症対策物資等の確保
 - ④ 人材の養成及び資質の向上、保健所の体制の確保
 - ⑤ 数値目標に関すること：検査体制、研修・訓練回数、保健所体制等
- ※なお、医療提供体制の数値目標は北海道のみが設定

策定スケジュール

- 道連携協議会の他、「札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下、市有識者会議）」にて議論を重ね、令和6年3月に策定



令和5年(2023年)10月3日(火)

保健所運営協議会

保)保健所動物管理センター

動物愛護管理センター (愛称「あいまる さっぽろ」) 竣工のご報告と今後の事業展開について



動物愛護管理センター

竣工のご報告

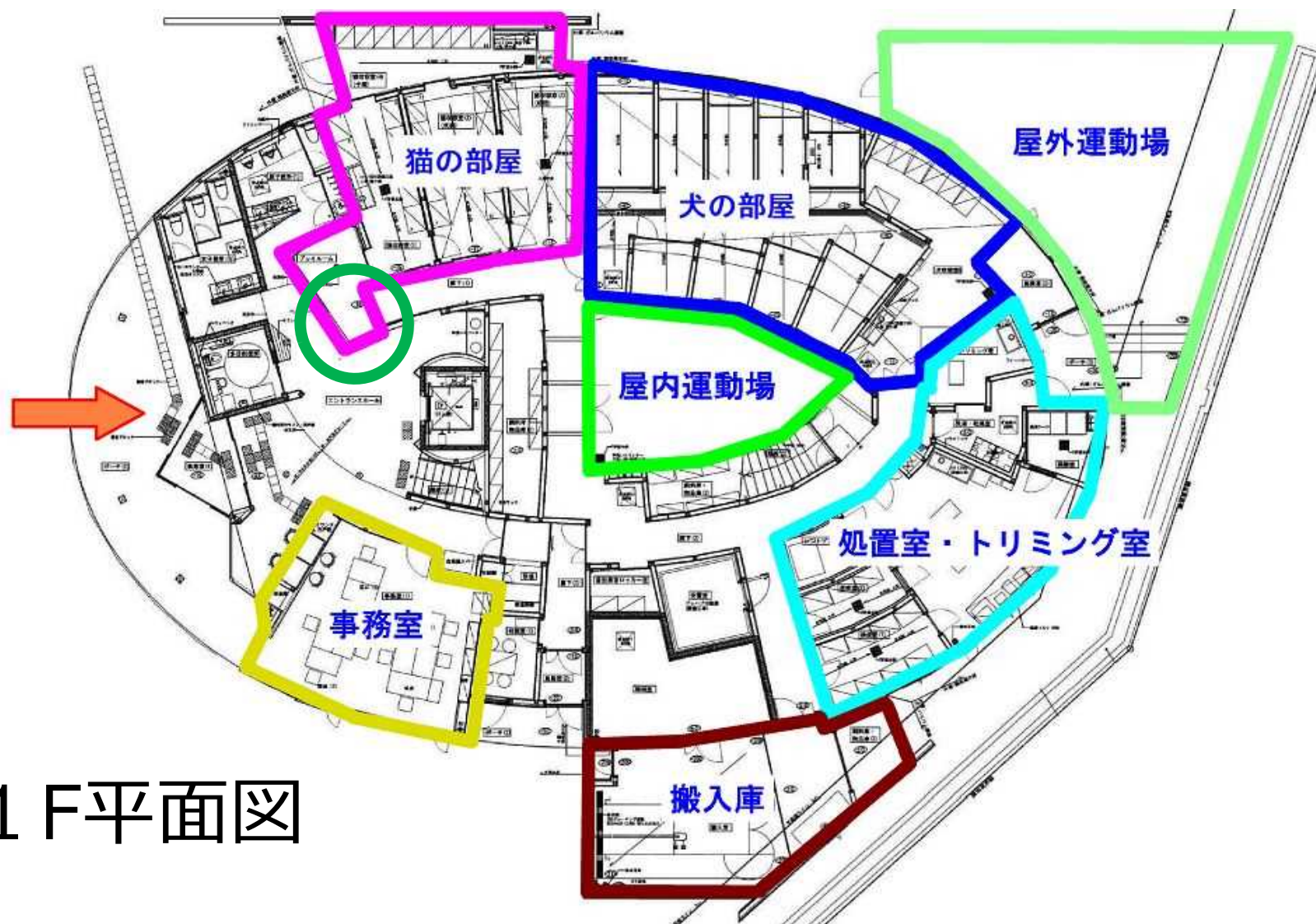


竣工

◆ 9月末に竣工しました。

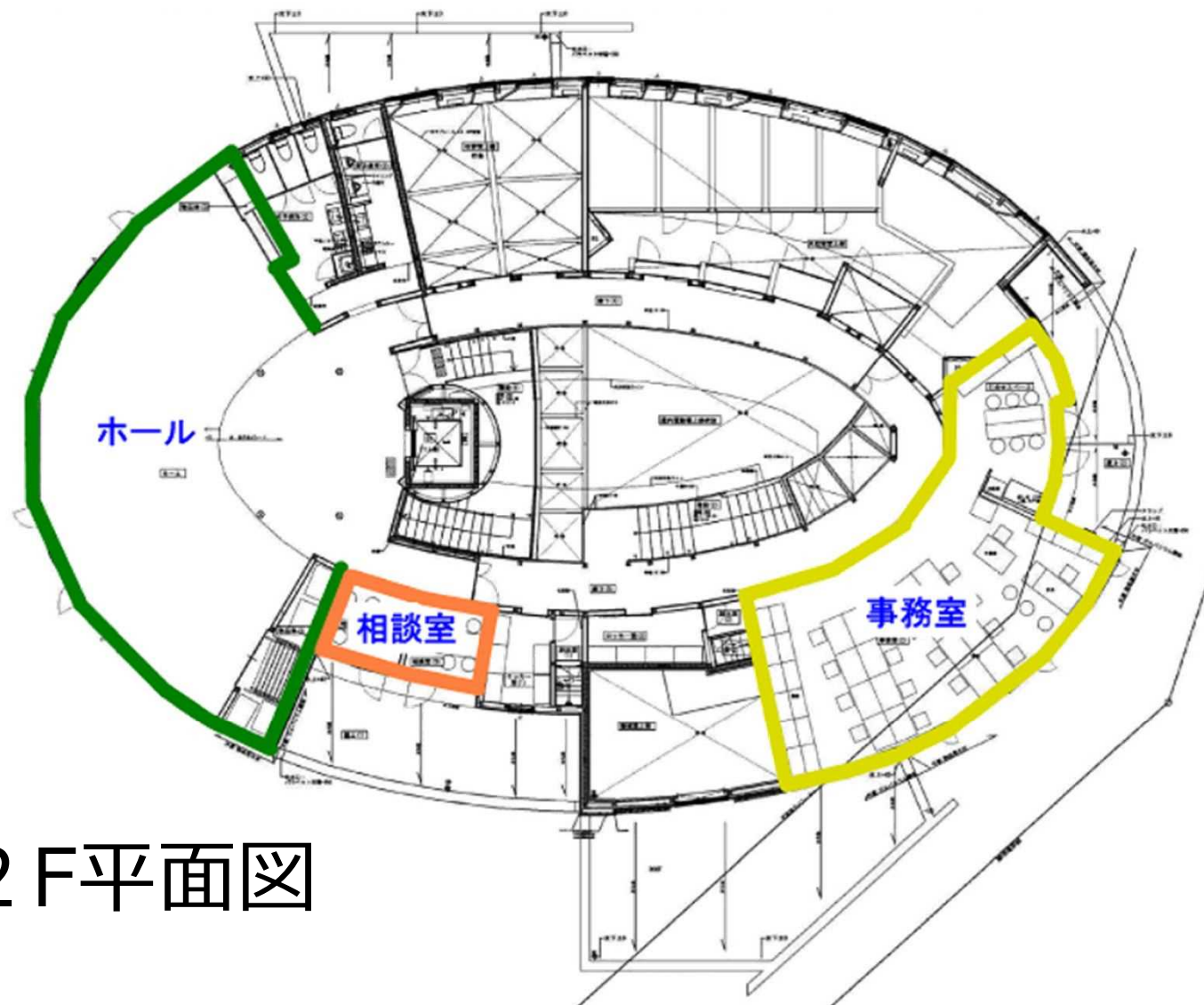


平面図①



1 F平面図

平面図②



2F平面図

整備事業概要

1 背景

- 昨今、改正「動物の愛護及び管理に関する法律」を根拠として、地方自治体による動物愛護に関わる取組の強化が求められていた。
- 本市では、2015年に「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定し、政策の方針を明文化した。
- このような状況の中で、2016年第1回定例市議会で札幌市に動物愛護センター設置を求める陳情が全会派一致で採択された。
- 基本構想に基づき2018年に策定した「札幌市動物愛護管理推進計画」においても、新センターの設置に係る事項が盛り込まれている。

2 事業の要点

- 令和5年度供用開始を目指して新センターを整備
- 整備地は市民の利便性が高い場所(中央区北22条西15丁目)
- 木造2階建、敷地面積：約2,000㎡、延床面積：約1,000㎡
- 現在は八軒本所と福移支所に分かれている庁舎を集約し、機能を強化(支所の火葬業務(週1回)は残す)
- 強化を行う機能は主に以下の2点
 - ・ 収容動物の健康を適切に維持し、譲渡を促進する機能
 - ・ 市民の学習・交流の拠点となる普及啓発機能
- 新センターで新たに設置される部屋
 - 【動物収容面】
猫プレイルーム、トリミングルーム、屋内外の運動場、隔離室、検疫室、処置室、レントゲン室
 - 【普及啓発面】
個別相談室、多目的ホール(収容人数約100人)

3 事業スケジュール

- 2019年度 整備基礎調査
- 2020年度 基本設計
- 2021年度 実施設計、地質調査
- 2022年度 着工
- 2023年9月末 竣工、**10/3(本日) 名称・愛称発表**
11月11日(土) オープニングセレモニー(予定)

4 事業経費

- 合計 846,067千円(工事及び設計に係る経費のみ)
- | | |
|---------------|--------------|
| 基本設計 | 11,000千円 ※1 |
| 実施設計及び地質調査 | 32,996千円 ※1 |
| 工事費(2022年度決算) | 150,338千円 ※2 |
| 工事費(2023年度予算) | 651,733千円 ※2 |
- ※1 【国費】動物収容・譲渡対策施設整備費補助金
※2 【国費】二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)
【市債】地域活性化事業債(充当率90%)

5 その他の施設の特徴

- 本市市有施設で初となるZEB ready認証取得施設
ZEB ready…消費エネルギーを従来から50%以上削減した建築物
 - ・ 外壁・窓の断熱性能を高め、消費エネルギーを削減
 - ・ アースチューブを導入し再生可能エネルギーの活用により消費エネルギーを削減

今後のスケジュール(竣工から供用開始まで)

		10月			11月	
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
引越し	備品・事務用品		搬入		支所から搬入	
	動物移動				移動	11月13日
	供用開始					供用開始
広報	事前周知	ポスター チラシ 作成	ポスター配布 折り込みチラシ	プレイベント	新聞広告	オープニング セレモニー 11月11日
	市長記者会見	公表	10月3日「動物愛護管理センター」「あいまる さっぽろ」			
	広報さっぽろ				11月号	

- ◆ 10月 3日(火)の市長記者会見で愛称等の公表
- ◆ 11月11日(土)にオープニングセレモニー
- ◆ 11月13日(月)から供用開始

動物愛護管理センター

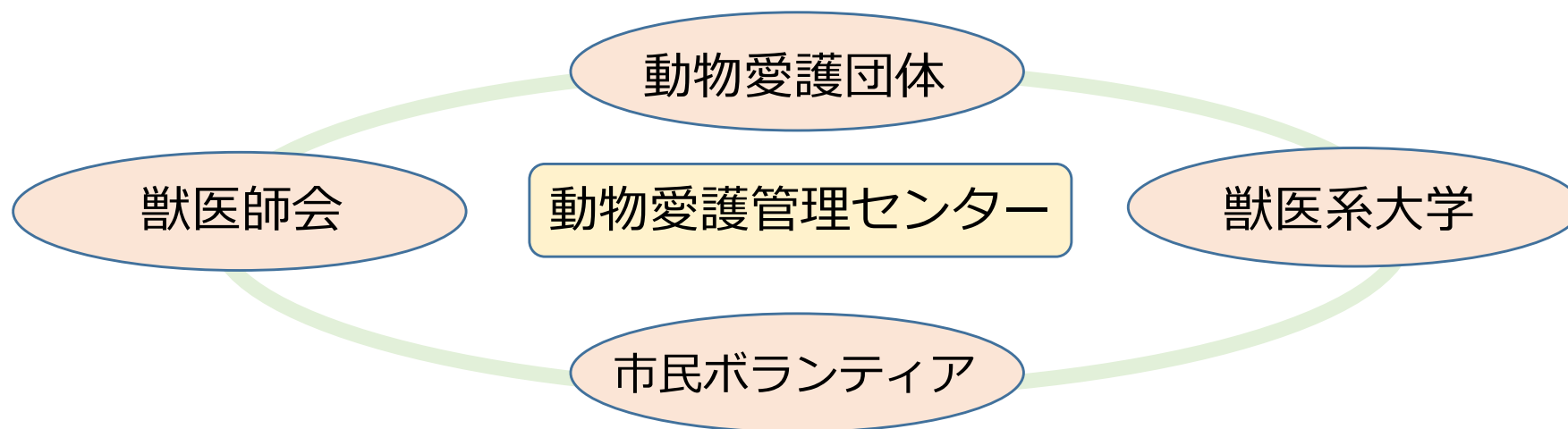
今後の事業展開について



今後の事業展開について

教育普及事業の強化

適正譲渡の推進



教育普及事業の強化



- 動物の適正飼育にかかるセミナーの開催
- 子供向けワークショップの開催
- 新センターの常設掲示の充実

年度内
計7回の
開催を予定

情報発信などにおいて高い経験と専門性を有する
民間事業者のノウハウも活用

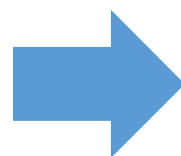
適正譲渡の推進

動物健康管理の充実

人に慣れていない
個体の馴化等

親しみやすい
情報発信

譲渡機会の拡大・適正譲渡の推進



ボランティアによるトリミングで魅力向上

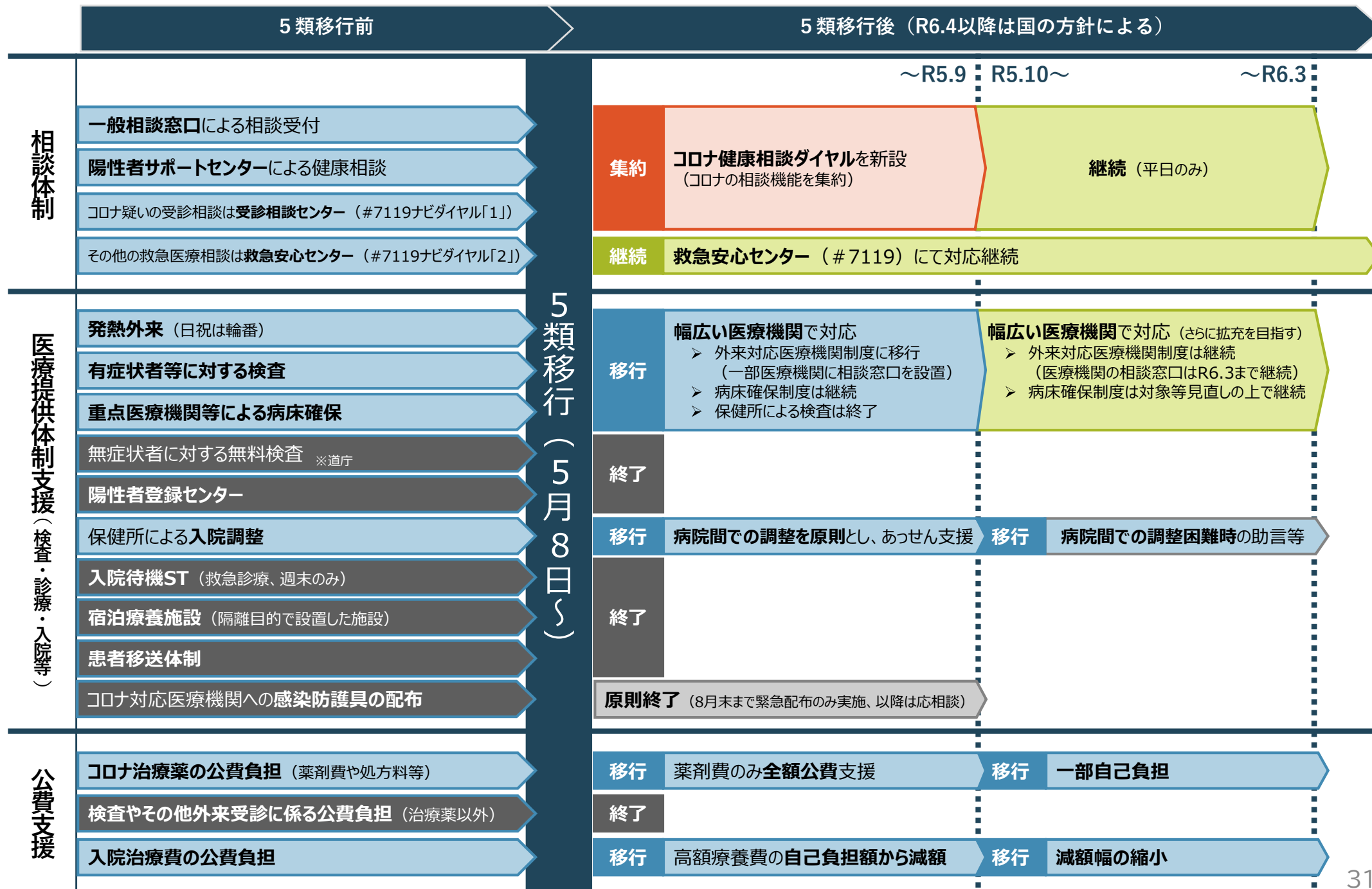


新型コロナウイルス 感染症対策について

- 札幌市におけるコロナ対応の主な施策について
- 新型コロナワクチン接種の実施について

札幌市保健福祉局医療対策室

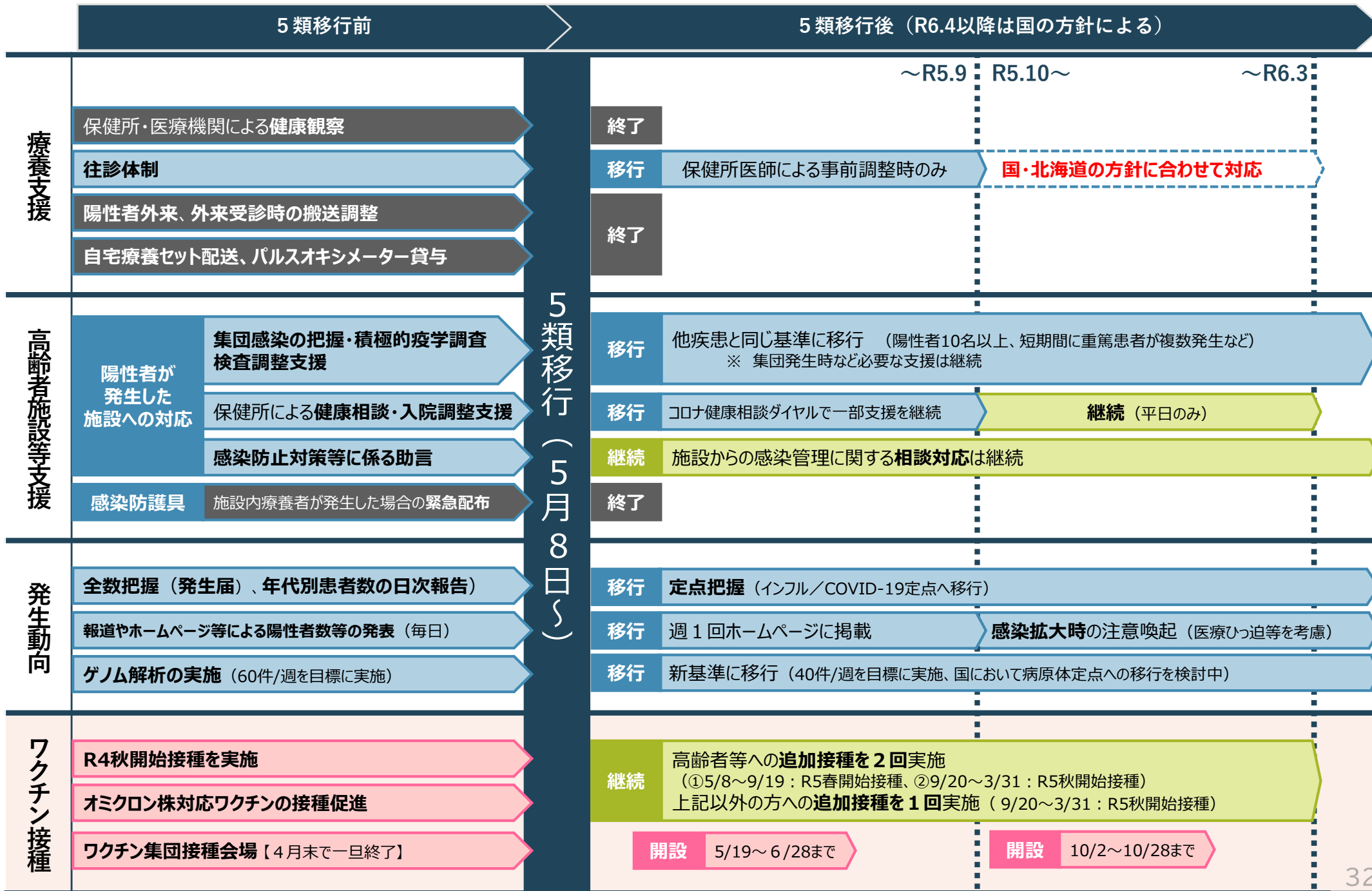
札幌市におけるコロナ対応の主な施策について①



5 類移行 (5月8日)

原則終了 (8月末まで緊急配布のみ実施、以降は応相談)

札幌市におけるコロナ対応の主な施策について②



5 類移行 (5月8日)

《実施概要》

□ 接種期間

9月20日（水）～令和6年3月（予定）

□ 使用ワクチン

オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン

□ 対象者

初回接種（1・2回目接種※）を終了したすべての方

※生後6か月～4歳の方は1～3回目接種



令和5年度から
高齢者、基礎疾患を有する方にのみ
予防接種法の努力義務が適用
(それ以外の方は努力義務の対象外)

□ 接種券

- ・春開始接種などで接種済で、接種券がお手元がない方に送付済
- ・未使用の接種券（3回目接種以降）をお持ちの方は、その接種券で接種可能

□ 接種体制

医療機関における個別接種中心

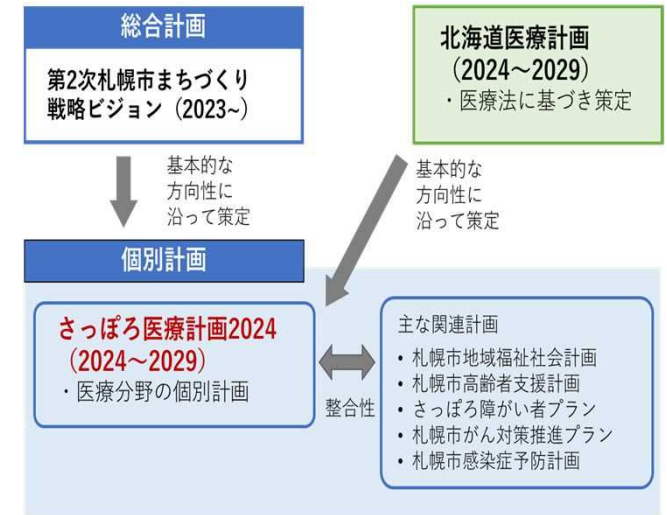
集団接種会場は10月に限定して、2会場を開設

会場	所在地	運営期間
西11丁目会場	中) 南3条西11丁目 旧中央保健センター	10月2日（月）～10月28日（土）
JR琴似駅前会場	西) 琴似2条1丁目 5588KOTONI 3階	

さっぽろ医療計画2024の策定について

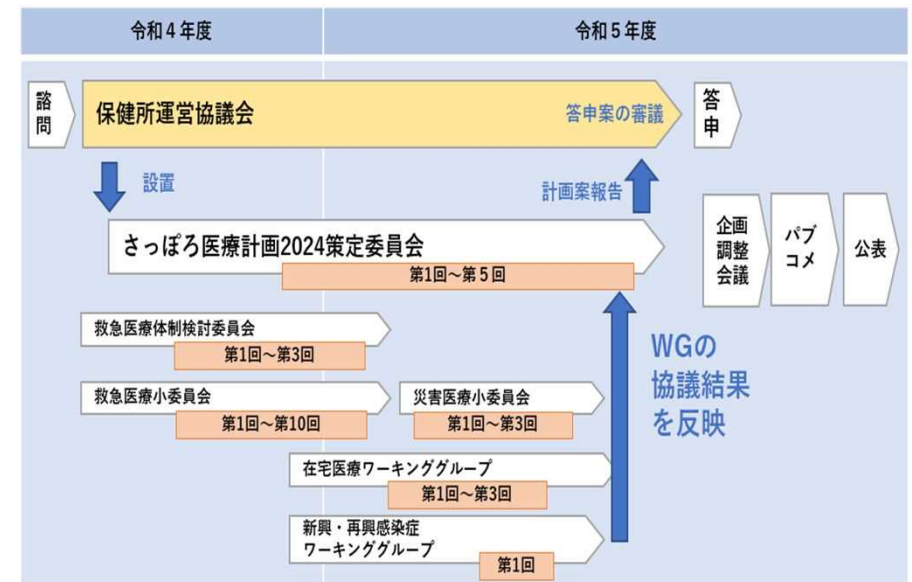
1 趣旨と位置づけ

- 札幌市の医療の現状や地域特性を踏まえ、**本市の目指すべき医療提供体制とその実現に向けた施策を体系化するための独自計画**として策定
- 現行の第2次計画（計画期間：2018～2023年度）の成果や課題を踏まえた第3次計画（計画期間：2024～2029年度）となる
- 札幌市のまちづくりの方向性を示した基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った医療分野の個別計画
- 北海道が医療法に基づき策定する**北海道医療計画と基本的な方向性に沿って策定**（さっぽろ医療計画は法に基づくものではない）
- 札幌市の保健福祉分野の関連計画（地域福祉社会計画、高齢者支援計画、さっぽろ障がい者プラン等）と整合性を図る



2 検討体制とスケジュール

- 計画策定に向け、昨年度の**保健所運営協議会**（R4年11月22日開催）に**計画案の策定を諮問**
- 計画案の策定にあたっては、下部組織として「**さっぽろ医療計画2024策定委員会**」を設置
- 特に検討を要する事項について、集中的な審議を行うため、WG等を設置して検討
 - ▶**救急医療体制検討委員会／小委員会**
救急医療および災害医療について
 - ▶**在宅医療ワーキンググループ**
在宅医療について
 - ▶**新興・再興感染症ワーキンググループ**
新興感染症の発生・まん延時における医療について



3 さっぽろ医療計画2024の構成と主なポイント

第1章
計画の策定
にあたって

第2章
札幌市の医
療の現状等
と課題

第3章
基本理念と
基本目標

第4章
主要な疾病ご
との医療連携
体制の構築

第5章
主要な事業ご
との医療連携
体制の構築

第6章
医療従事者の
確保と勤務環
境の改善

第7章
医療安全確保と
医療に関する相
互理解の促進

第8章
保健医療施
策の推進

第9章
基本目標・基本施策
に基づく取組一覧

第10章
計画の推進体
制と進行管理

課題（第2章）

- 2025年以降の**高齢者人口増加と生産年齢人口減少**を見据えた検討
- 救急医療・在宅医療等の需要が増加する一方、医療従事者の確保が困難
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける**地域包括ケアシステム**の構築
- **北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症の流行**にて顕在化した課題
- 医療の質の向上や効率化のために**デジタル技術の活用**

基本理念と基本目標（第3章）

基本理念（長期的目標） ※現行計画から変更無し

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立

基本目標

- ① 地域の安心を支える医療提供体制の整備
持続可能な救急医療、在宅医療のさらなる充実、新興感染症に強い医療体制など
- ② 地域と結びついた医療連携体制の構築
医療機能分化の推進、**デジタル技術の活用による連携強化**など
- ③ 地域の医療体制にかかる情報発信・市民理解の促進
かかりつけ医や人生会議（ACP）の普及啓発、医療機関の適正受診の推進など
- ④ 市民の健康力・予防力の向上
かかりつけ医等の普及啓発、健診等の普及啓発、相談窓口の整備など

5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患（認知症を含む））（第4章）

- 北海道や本市関連計画と連携し、**①相談体制や発症予防、②治療（救急搬送）、③療養支援に係る取組**を実施
- 特に、地域共生医療（在宅医療等）の推進、かかりつけ医の普及、医療機能分化に係る情報提供、医療に関する情報発信などを実施
- 各取組と目標（アウトカム）の論理的な体系を示すため、疾病ごとに**ロジックモデルを作成し指標を設定**

6事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、在宅医療、新興感染症発生・まん延時における医療）（第5章）

救急医療

- 搬送需要増加（**高齢者の増加**等）への対応や安定的な救急医療体制維持のため、定期的な**救急医療体制の検証**や**後方支援体制の整備**等を実施
- **救急車等の適正利用**や**人生会議（ACP）の普及啓発**を行い、適切な受療行動を促す

災害医療

- 災害拠点病院とそれ以外の医療機関が、機能や役割に応じた体制整備と連携強化
- **医療的な支援が必要な人（在宅酸素患者や透析患者等）に対する体制整備**や**災害の種類や規模に応じた体制の整備**

周産期医療・小児医療

- 分娩取扱施設や小児科医療機関の減少においても安定的な医療体制維持のため、連携体制の強化や**救急医療体制の検証**が必要
- **医療的ケア児**等が生活の場で療養療育できる体制を推進するため、**在宅医療の普及と多職種連携の推進**

在宅医療

- 需要増加に対応するため、在宅医療への参入を支援する医療機関同士の連携を整備
- **多職種連携における情報共有や連携を推進**し、在宅医療の質を向上
- **かかりつけ医やACP**等の在宅医療に関する**情報発信の強化**

新興感染症発生・まん延時における医療（新たに追加）

- 新型コロナウイルス感染症の対応を念頭に、病床確保や発熱外来等の医療体制を構築
- 感染症予防計画と整合性を図る

※各取組と目標（アウトカム）の論理的な体系を示すため、事業ごとに**ロジックモデルを作成し指標を設定**